

	意見、要望	市の回答
1	事業系ごみの内訳、どのような事業所がどのようなごみを出しているかのデータが欲しい。	平成27年度の事業系ごみの全体の内訳は、可燃ごみが9,324 t、あらごみが2,365 tとなっています。1台の収集車には複数の事業所のごみが積まれています。収集車のごみの展開調査は実施していないので、どのような事業所が、どのようなごみを出しているかは、特定できていません。
2	「三木市環境基本条例第20条第2項第2号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」が欲しい。	(別紙1, 2参照)
3	大事な計画のため、フォントは明朝体もしくはゴシック体が良いと思う。	フォントは明朝体を使っています。
4	民間委託の場合、ごみや資源物の所有権はどの時点で民間委託先に移転するのでしょうか。例えば栃木県小山市のように、排出したごみに混入していた有害物質により、大きな汚染問題が生じた場合、どのような対応となるのか、責任の所在について教えていただきたい。	一般的に、ごみステーションに出されたごみ（一般廃棄物）は、誰の所有物でもありません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2では、市が、その区域内の一般廃棄物を収集、運搬、処分しなければならないと定められています。この処分とは、ごみの焼却及び焼却灰の埋立のことをさし、これらの処分を民間に委託した場合でも、その責任は引き続き市が有することになります。 よって、一般廃棄物が原因で汚染問題が生じたのであれば、市が責任を持って必要な措置を講じることになります。
5	アンケート調査結果についても、年齢別にクロス集計を行った方が良いと思います。	調査結果については、全体での集計の他に、若い世帯の意識を知るため、20歳代から40歳代までのクロス集計も行っています。(計画案39ページ参照)
6	現行計画は、ほとんどハード（施設）を中心とした計画となっています。様々な団体がごみの減量に取り組んでいますが、計画に意識啓発等の内容を盛り込んでいただきたいです。	ハード面だけではなく、ごみの減量に対する意識啓発や新たな取り組み等も、新しい計画に盛り込んでいます。
7	次回審議会は素案となっていますが、現行計画とどこが異なるか提示していただきたいです。	(別紙3参照)

	意見、要望	市の回答
8	修正後はすぐにパブコメが始まり、どの程度修正されたかについては審議会で確認できないのでしょうか。	本日いただいた意見に基づき修正した計画案については、次回開催する審議会で確認していただきます。そこでいただいた意見については、パブコメで提出された意見と共に、最終の計画案に反映させ、8月の審議会で審議していただきたいと存じます。
9	本計画とは直接的な繋がりには薄いと思いますが、安定性に課題がある太陽光発電を例にとると、太陽光発電はどれくらい有効活用されているのでしょうか。（太陽光発電した電気は全て利用されているのか。太陽光発電の買い取り量、関電の全発電量を知りたい。）	買い取られた太陽光発電の電力は、全て利用されています。天候により太陽光発電での発電量が変化する場合は、他の発電方法の発電量を調整して対応しています。 平成27年度における、全国の電力会社による太陽光発電の買い取り量は310.8億キロワット時、電力需要実績は7970.6億キロワット時となっており、太陽光発電の割合は3.9%となっています。（買い取り量の関西電力分のデータが不明のため全国のデータを使用。）